

教育委員会定例会事項書

令和元年5月23日(木)

9:30~ 教育委員室

1 開会宣言

議事録署名者 森 脇 委 員

2 前回定例会審議結果の確認(別紙参照)

3 議 題

議案第 12 号 公立学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則案

議案第 13 号 公立学校の会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例案

議案第 14 号 公立学校の非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案

議案第 15 号 三重県総合博物館条例の一部を改正する条例案

議案第 16 号 令和元年度三重県一般会計補正予算(第2号)について

議案第 17 号 三重県教育職員特別免許状授与審査委員の任免について

議案第 18 号 三重県地方産業教育審議会委員の任免について

4 報 告 題

報告 1 訴えの提起にかかる専決処分について

報告 2 平成31年度第1回三重県教科用図書選定審議会の結果について

報告 3 令和元年度第69回三重県高等学校総合体育大会の開催について

報告 4 損害賠償の額の決定及び和解に係る専決処分について

5 閉 会 宣 言

前回定例会の審議結果

1 日 時

令和元年5月9日(木)

開会 10時30分

閉会 11時31分

2 場 所

教育委員室

3 出席者及び欠席委員の氏名

出席者 廣田教育長、森脇委員、大森委員、黒田委員、原田委員

議事録署名者 大森委員

4 採択議案の件名

議案第9号 平成30年度教育に関する事務の管理及び執行の状況にかかる点検及び評価について

議案第10号 議決事項の訂正について

議案第11号 懲戒処分の指針の一部改正について

5 請願陳情の付議の結果

該当なし

6 諸般の報告

報告1 令和2年度三重県公立学校教員採用選考試験について

7 その他会議において必要と認めた事項

該当なし

議案第12号

公立学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則案

公立学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則案について、別紙のとおり提案する。

令和元年5月23日提出

三重県教育委員会教育長 廣田 恵子

提案理由

公立学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則案については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第15条第1項及び三重県教育委員会権限委任規則第1条第10号の規定により教育委員会の議決を要する。

これが、この議案を提出する理由である。

公立学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則案

公立学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和四十五年三月一日から施行する）

規則 第111号）の一部を次のとおり改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改める。

改 正 後			改 正 前		
別表第3（第5条関係）学歴免許等資格区分表		学歴免許等の区分	別表第3（第5条関係）学歴免許等資格区分表		学歴免許等の資格
基準学歴区分	学歴区分	基準学歴区分	学歴区分		
1（略）	（略）	1（略）	（略）		
2 短大卒	一 短大3卒	（1）学校教育法による3年制の短期大学の卒業又は専門職大学の修業年限3年の前期課程の修了 （2）～（4）（略）	一 短大3卒	（1）学校教育法による3年制の短期大学の卒業 （2）～（4）（略）	
	二 短大2卒	（1）学校教育法による2年制の短期大学の卒業又は専門職大学の修業年限2年の前期課程の修了 （2）～（6）（略）	二 短大2卒	（1）学校教育法による2年制の短期大学の卒業 （2）～（6）（略）	
3・4（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
備考	（略）		備考	（略）	

附 則

本規則は、公布の日から施行し、平成廿一年四月一日から適用する。

公立学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則案要綱

1 改正理由

専門職大学を新設すること等を内容とする学校教育法の一部改正に伴い、専門職大学に関する規定の整備を行う。

2 改正内容

学歴免許等の資格の区分を定めた別表第3の学歴免許等資格区分表について、専門職大学の前期課程の修了をその修業年限に応じて「短大3卒」又は「短大2卒」として取り扱う改正を行う。

3 施行期日等

公布の日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

学校教育法の一部を改正する法律の概要

〔「専門職大学」「専門職短期大学」の制度化について〕

趣旨・背景

- 「第四次産業革命」の進展と国際競争の激化に伴い、産業構造が急速に転換する中、優れた専門技能等をもって、新たな価値を創造することができる専門職業人材の養成が急務。

今後の成長分野を見据え、新たに養成すべき専門職業人材

高度な

実践力 理論にも裏付けられた高度な実践力を強みとして、専門業務を牽引できる人材

十 豊かな 知識・技術 かつ

創造力 変化に対応しつつ、新たなモノやサービスを創り出すことができる人材

〔例〕【観光分野】:適確な接客サービスに加えて、サービスの向上や旅行プランの開発を企画し、実行できる人材

【農業分野】:質の高い農産物の生産に加えて、直売、加工品開発等も手掛け、高付加価値化、販路拡大等を先導できる人材

【情報分野】:プログラマーやデザイナーとしての実践力に加えて、他の職業分野と連携し、新たな企画構想を商品化できる人材など

→ 高等専門職業教育の新たな枠組みにより、社会の変化に対応しつつ、人材養成の強化を図る。

概要

大学制度の中に位置付けられ、専門職業人の養成を目的とする新たな高等教育機関として、「専門職大学」とび「専門職短期大学」の制度を設ける。

《法制度の概要》 → 法改正の後、設置基準(省令)等により詳細を規定する予定 [*印]

1 目的等

①機関の目的

- ・ 深く専門の学芸を教授研究し、専門職を担うための実践的かつ応用的な能力を育成・展開することを目的とする。

→ * 実習等の強化(卒業単位の概ね3~4割以上。長期の企業内実習等)

* 実務家教員の積極的任用(必要専任教員数の概ね4割以上)

②学位の授与

- ・ 課程修了者には、文部科学大臣が定める学位を授与する。

→ *「学士(専門職)」又は「短期大学士(専門職)」を授与

2 社会のニーズへの即応

①産業界等との連携

- ・ 専門職大学等は、文部科学大臣の定めるところにより、専門性が求められる職業に関連する事業を行う者等の協力を得て、教育課程を編成・実施し、及び教員の資質向上を図る。

→ * 産業界等と連携した教育課程の開発・編成・実施のための体制整備(「教育課程連携協議会」)

②認証評価における分野別評価等

- ・ 専門職大学等の認証評価においては、専門分野の特性に応じた評価を受ける。

→ * 産業界等と連携した認証評価の体制整備

3 社会人が学びやすい仕組み

①前期・後期の課程区分

- ・ 専門職大学(4年制)の課程は、前期(2年又は3年)及び後期(2年又は1年)に区分できる。

②修業年限の通算

- ・ 実務の経験を有する者が入学する場合には、文部科学大臣の定めにより、当該実務経験を通じた能力の修得を勘案して、一定期間を修業年限に通算できる。

施行期日

平成31年4月1日

報告 1

訴えの提起に係る専決処分について

三重県高等学校等修学奨学金返還金の滞納に関し、知事が支払督促に係る訴えの提起の専決処分を行ったことを、別紙のとおり令和元年三重県議会定例会 6月定例月会議へ報告するので、報告する。

令和元年 5月 23日提出

三重県教育委員会事務局
教育財務課長

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和元年6月3日

三重県知事 鈴木英敬

訴えの提起（和解を含む。）について

県は、次の者を相手として三重県高等学校等修学奨学金返還金の滞納に因り、支払督促に係る訴えの提起（和解を含む。）を行った。

区分	住所	氏名	専決年月日
教育委員会	埼玉県北葛飾郡杉戸町木野川1493番地4 ファーストハイツ201	石田 美里	平成30年10月9日

訴えの提起に係る専決処分について

県は、次の者を相手として三重県高等学校等修学奨学金返還金の滞納に関し、支払督促に係る訴えの提起を行いました。

1 経緯

三重県高等学校等修学奨学金返還金の貸付対象者の滞納に伴い、三重県教育委員会ではこれまで、当該対象者に対し、電話督促、文書通知、自宅訪問等を行い、納付を促してきました。

本件については、いずれも返還金の一部を納付したのみで、今後の納付の連絡もなく、督促にも応じないことから、平成30年3月に知事名で最終催告を行いましたが、指定した期日までに入金がなかったため、民事訴訟法に基づく支払督促申立手続（※）を債務者の住所地を管轄する簡易裁判所に行いました。

当該手続は平成30年10月9日に行いましたが、平成31年2月25日に、相手方から分納を希望する旨の異議申立書が裁判所に提出されましたので、申立時に遡って訴えを提起したとみなされることとなりました。

（※）支払督促申立手続について

簡易裁判所書記官が債権者に代わって督促を行うための手続であり、地方自治法の議決を要する訴えの提起には該当しませんが、期限内に相手方から異議申立てがあった場合には、民事訴訟法の規定に基づき、申立時に遡って債権者が訴えを提起したとみなされます。【参考資料2】

2 今回異議申立てがあった者に係る滞納金額等について

氏名	貸与期間	滞納金額
石田美里	平成21年4月～平成24年3月	279,112円

3 今後の対応

- (1) 県では、支払督促に係る訴えの提起については、議会から知事への委任専決事項に指定されているため、申立日に遡って専決処分を行ったとして、次回の議会に報告します。
- (2) 今後は相手方と話し合い、経済的に困窮しない範囲での分納を求めていきます。

支払督促制度の概要等

1 支払督促制度の概要

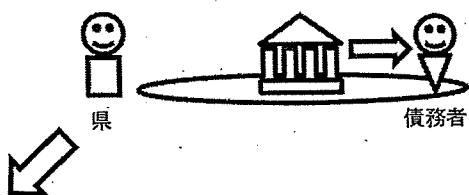
① 債務者の住所地の裁判所に申し立てる。(=「訴えを提起」した日)



【支払督促の利点】

- ・手続きが簡便（①から④までだと30日程度）
- ・手数料が通常訴訟等の半額
- ・債権額は、通常訴訟と変わりなし。（少額訴訟は60万円が限度）

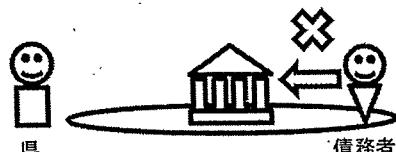
② 裁判所が債務者に督促する



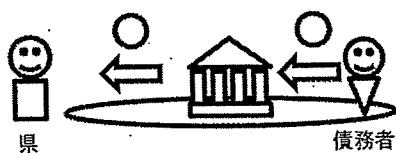
③ 債務者が督促内容に異議がない場合



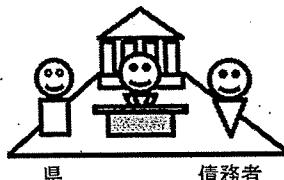
③' 債務者から異議申立てがあった場合



④ 申立て通りの債務名義が取得できる。



④' 通常裁判に移行する。



2 債権管理の取り組み

段階	対象（原則）	取組内容
第1段階	納期限までに納付しなかった者	文書督促（催告）、架電、自宅訪問
第2段階※	6か月以上滞納した者	債権回収会社（サービサー）へ債権回収委託
第3段階	第2段階で滞納解消に至らなかった者	最終催告を行い、裁判所へ支払督促申立て
第4段階	第3段階で債務名義を取得した者	強制執行による債権の回収

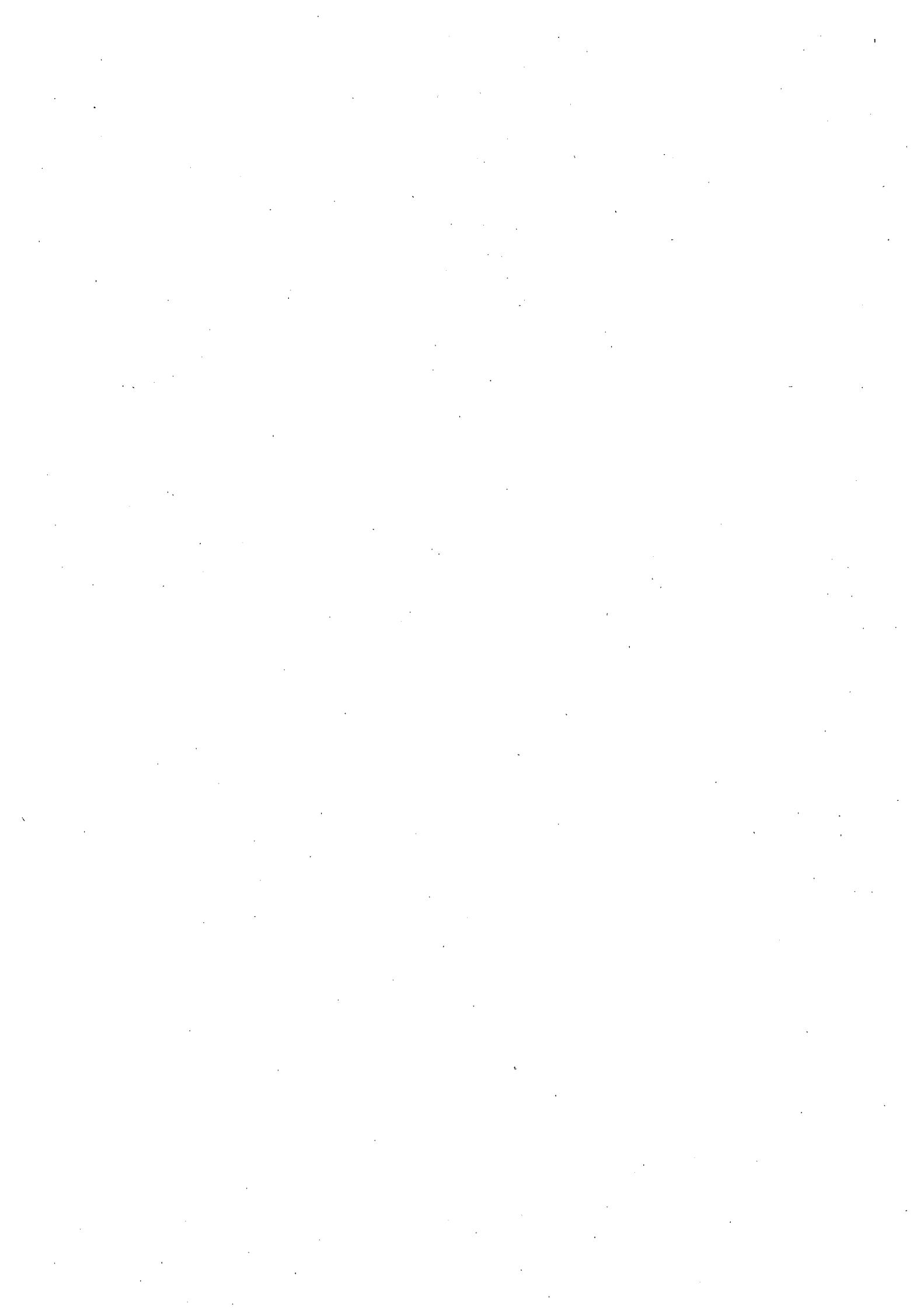
報告 2

平成 31 年度第 1 回三重県教科用図書選定審議会の結果について

平成 31 年度第 1 回三重県教科用図書選定審議会の結果について、別紙のとおり報告する。

令和元年 5 月 23 日提出

三重県教育委員会事務局
小中学校教育課長



平成31年度第1回三重県教科用図書選定審議会の概要について

1 日時

平成31年4月25日（木） 14：00～15：20

2 場所

三重県庁 教育委員室

3 会長・副会長の選出

会長…鶴原 清志 委員（三重大学教育学部長）

副会長…本多 恵美子 委員（名張市立箕曲小学校長）

4 質問

県教育委員会から三重県教科用図書選定審議会に対して、平成32年度から小学校で使用する教科用図書及び中学校で使用する教科用図書（「特別の教科 道徳」を除く）の採択について質問【資料1】

- ・教科用図書採択地区協議会規約例
- ・教科用図書採択地区における小学校で使用する教科用図書の採択基準
- ・教科用図書採択地区における中学校で使用する教科用図書の採択基準
- ・三重県教科用図書選定審議会調査員の調査実施項目
- ・三重県教科用図書選定審議会調査員の選任
- ・平成32年度使用教科用図書選定に関する参考資料

5 事務局からの説明

(1) 教科用図書採択制度と教科用図書選定審議会について

- ・教科書が使用されるまでの基本的な流れと教科書の採択の仕組みの概要
- ・教科用図書採択制度や教科用図書選定審議会の法的役割は、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律、同施行令等に基づくものであること
- ・教科用図書選定審議会は、毎年度、同施行令で定める期間、県に置かれること。県教育委員会が市町教育委員会等の行う採択に関する事務について、適切な指導、助言又は援助を行おうとするときは、あらかじめ教科用図書選定審議会の意見をきかなければならないこと
- ・本年度は、平成32年度から使用する小学校で使用する教科用図書及び中学校で使用する教科用図書（「特別の教科 道徳」を除く）の採択の年であり、県教育委員会は、本審議会での審議を踏まえ、市町教育委員会及び国立・私立学校長の行う教科用図書の採択に関する事務について、適切な指導、助言又は援助を行うこと

(2) 小学校学習指導要領の改訂について

- ・新しい小学校学習指導要領の概要

6 審議

(1) 教科用図書採択地区協議会規約例（案）について

(2) 教科用図書採択地区における小学校で使用する教科用図書の採択基準（案）について

- (3) 教科用図書採択地区における中学校で使用する教科用図書(「特別の教科 道徳」を除く)の採択基準(案)について
 - (4) 三重県教科用図書選定審議会調査員の調査実施項目(案)について
 - (5) 三重県教科用図書選定審議会調査員の選任について
- ※調査員は、採択事務が終了する8月31日までは非公開

<事務局からの説明の概要>

- ・審議(3)採択基準において「第6項」の補足説明をしたこと(平成30年度検定において新たに合格した図書がなかったため、基本的には前回の平成26年度検定合格図書等の中から採択を行うこととなること)
- ・審議(4)小学校調査員の調査実施項目において小学校で学習指導要領の改訂が行われたため、調査実施項目を小学校学習指導要領(平成29年告示)に沿って全面的に改訂を行ったこと

<審議の概要>

【質問】審議(1) 第二章組織 第4条の委員の数が○になつてゐるのは、採択地区を構成する地区の数が異なるので、地区によって委員の数が決まってくるといふことでよいか。

(回答) その通りである。

【質問】審議(1) 第四章調査員 第13条4の調査員の保護者等の人数は1名以上入つていればよいのか。

(回答) より幅広い視点からの意見を反映させ、調査研究の充実を図るという観点から、保護者等という記述があり、法的に保護者等の人数の規定はない。

【質問】審議(4) 小学校調査員の調査実施項目の特にICTに関わる項目について、全ての種目について、調査しなくてはいけないのか。

(回答) プログラミング教育については、昨年度検定があつた時点で算数、理科、図画工作、家庭、英語について記載があると聞いている。よつて、種目によつては、調査ができない項目もあると考へる。

【質問】審議(3) 中学校用教科書の採択について、「平成28年度使用中学校教科書選定に関する参考資料」は、修正して新しい参考資料を作るのか。

(回答) 中学校教科書は多少の変更があるので、「平成28年度使用中学校教科書選定に関する参考資料」を各地区での採択に活用してもらつ考へである。

【質問】審議(3) 中学校用教科書の採択について、5で「従前の採択教科用図書の使用結果を適正に評価する」とあり、参考資料には4年間の使用実績を踏まえるとあるが、どのように評価をしていくか。

(回答) 「平成28年度使用中学校教科書選定に関する参考資料」を活用しつつ、4年間教科書を実際に使用している教員の感想等を参考にしながら、実際に教科書を使用する生徒にとってはどうかということを考へて評価をしていく。

(意見) 昨年度は、中学校用の「特別の教科 道徳」と共に、小学校用教科図書の採択が行われた。教科書展示会ではアンケートを実施しているので、それは採択地区協議会委員にも見ていただいているが、実際に使用している教員や児童・生徒にはアンケートは実施していない。協議会の方には、現場から4年間、小

学校用教科図書を使用して支障はなく、活用できているという声が上がっていたので、前回の参考資料をもとに採択を行った。

○審議の結果、審議(1)～(5)について、原案通りと決定された。【資料2～5】

7 その他

令和元年6月25日に、第2回教科用図書選定審議会を開催する。

【資料1】 質問

教委第05-9号
平成31年4月25日

三重県教科用図書選定審議会 御中

三重県教育委員会

次の事項について、理由を添えて質問します。

平成32年度から小学校で使用する教科用図書及び中学校で使用する
教科用図書（「特別の教科 道徳」を除く）の採択について

（理由）

県内の義務教育諸学校において使用する教科用図書の採択の適正な実施を図ることを目的として、市町の教育委員会及び義務教育諸学校（公立の義務教育諸学校を除く）の校長の行う採択に関する事務について、適切な指導、助言、援助等を行うため、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第11条第1項及び同法施行令第8条の規定に基づき、下記事項についての調査審議を依頼するものである。

記

- ・ 教科用図書採択地区協議会規約例
- ・ 小学校で使用する教科用図書の採択基準
- ・ 中学校で使用する教科用図書（「特別の教科 道徳」を除く）の採択基準
- ・ 三重県教科用図書選定審議会調査員の調査実施項目
- ・ 三重県教科用図書選定審議会調査員の選任
- ・ 平成32年度使用教科用図書選定に関する参考資料

※ 関係法令

義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第10条、第11条第1項
義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令第8条

【資料2】審議（1）

教科用図書採択地区協議会規約例

○○採択地区協議会規約

第一章 総則

（目的）

第1条 この採択地区協議会（以下「協議会」という。）は、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律（昭和38年法律第182号）第13条第4項の規定に基づき、○○採択地区内の市町等（市町等の学校組合を含む。）立の小学校及び中学校等において使用する教科用図書の採択について協議を行うことを目的とする。

（名称）

第2条 協議会は、○○採択地区協議会という。

（協議会を設ける市（町等）の教育委員会）

第3条 協議会は、次に掲げる市（町等）の教育委員会（以下「関係市（町等）教育委員会」という。）が、これを設ける。

- 一 甲市（町等）教育委員会
- 二 乙市（町等）教育委員会
- 三 丙市（町等）教育委員会

第二章 組織

（組織）

第4条 協議会は、委員〇人をもって組織する。

（委員）

第5条 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 関係市（町等）教育委員会の教育長
- 二 関係市（町等）教育委員会がそれぞれ指名する関係市（町等）教育委員会の委員
　それぞれ1名
- 三 関係市（町等）教育委員会の教科用図書採択事務担当課長
- 四 教育に関し見識を有する者、保護者

2 委員の任期は、1年とする。ただし、任期の途中で委員が交代した場合における後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長）

第6条 会長は、関係市（町等）教育委員会が協議して定めた市（町等）の教育委員会の教育長である委員をもって充てる。

2 会長の任期は、1年とする。ただし、任期の途中で会長が交代した場合における後任の会長の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長の職務代理)

第7条 会長は、会長に事故があるときにその職務を代理する委員をあらかじめ指名する。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、会長が所属する教育委員会において処理することを原則とする。

第三章 会議

(会議の招集)

第9条 協議会の会議は、会長が招集する。

- 2 委員3人以上の者から会議の招集の請求があるときは、会長はこれを招集しなければならない。
- 3 会議開催の場所及び日時は、会議に付議すべき案件とともに、会長があらかじめこれを委員に通知しなければならない。

(会議の運営)

第10条 協議会の会議は、委員の過半数かつ会長及び会長が所属する教育委員会を除く関係市(町等)教育委員会に所属する委員それぞれ1名以上が出席しなければ、開くことができない。

- 2 会長は、協議会の会議の議長となる。
- 3 協議会の会議の議事その他会議の運営に関し必要な事項は、協議会の会議で定める。

(教科用図書の選定の方法)

第11条 教科用図書の選定は、第13条第3項の報告及び三重県教育委員会が作成した選定資料を参考し、協議会の会議において協議し、委員全員の一致によって決する。

- 2 前項の協議が調わない種目があるときは、委員は、当該種目についてそれぞれ選定すべきと考える教科用図書に投票を行い、過半数の投票を得た教科用図書を選定する。
- 3 前項の場合において、過半数の投票を得た教科用図書がないときは、最多数の投票を得た2種類の教科用図書について投票を行い、多数を得た教科用図書を選定する。
- 4 前項の場合において、投票を行うべき2種類の教科用図書及び選定する教科用図書を定めるに当たり得票数が同じときは、協議の経過を勘案し、会長がこれを決する。

(選定した教科用図書の通知)

第12条 前条の規定により教科用図書を選定したときは、会長は、遅滞なく関係市(町等)教育委員会に対して、選定した教科用図書の種類及び当該教科用図書を選定した理由を通知するものとする。

第四章 調査員

第13条 協議会に、教科用図書の選定に必要な教科用図書の調査研究を行うため、調

査員を置くことができる。

- 2 調査員は、協議会が種目ごとに○人委嘱する。
- 3 調査員は、見本の送付があった全ての教科用図書の調査研究を行い、種目ごとに調査研究の結果を取りまとめた資料を作成し、協議会の会議に報告する。
- 4 より幅広い視点からの意見を反映させ、調査研究の充実を図るため、調査員の中に保護者等を充てる。

第五章 議事録及び資料の公表

第14条 協議会の会議の議事録及び前条第3項の資料については、関係市（町等）教育委員会において、教科用図書を採択した後、遅滞なく公表する。

第六章 経費の支弁の方法

第15条 協議会に要する費用は、各関係市（町等）の協議により決定した額について、関係市（町等）が負担する。

附則

この規約は、平成〇年〇月〇日から施行する。

[備考]

採択地区協議会規約運用方針

- 1 第5条、第13条関係
 - ・協議会の委員及び調査員は、教科用図書の採択に直接利害関係を有しない者とする。
- 2 第4条、第5条関係
 - ・各市町等教育委員会が任命する協議会の委員の数は、市町等の実情に応じて原則として各2～4名程度とすること。
 - ・教育に関し見識を有する者、保護者は、市町等教育委員会がそれぞれ任命すること
保護者は、2名以上とすること。
- 3 第6条関係
 - ・会長は、三重県教科用図書選定審議会の委員を兼ねないこと。
- 4 第13条関係
 - ・調査員の数は、種目ごとに、教科用図書の発行種類数を考慮して6名以内とし、簡素な組織とすること。
 - ・調査員は、各教科に専門的見識を有し、かつ、地域において指導的立場にある者とし、関係市町等教育委員会教育長から候補者の推薦を受け、協議会が委嘱する。

【資料3】審議（2）

教科用図書採択地区における小学校で使用する教科用図書の採択基準

平成32年度小学校において使用する教科用図書の採択にあたっては、下記の基準によるものとする。

記

- 1 採択の公正確保を期すること。
- 2 教科用図書採択協議会は原則公開とするなど、開かれた採択に努めること。
各採択地区の教科書展示会において見本本についてのコメントを求めるなど、保護者の声を参考にすること。
- 3 「教科用図書採択地区協議会規約例」を参考にし、採択地区内の市町等教育委員会が十分協議すること。
- 4 小学校学習指導要領（平成29年3月31日 文部科学省告示第63号）の趣旨を踏まえること。
- 5 従前の採択教科用図書の使用結果を適正に評価するとともに、当該採択地区内の小学校教育の実情を十分勘案すること。
- 6 県教育委員会が作成する「平成32年度使用小学校教科書選定に関する参考資料」を活用すること。
- 7 採択事務の遂行に当たっては、教科用図書の内容についての十分な調査研究を行うこと。
- 8 採択結果及びその理由をはじめとする採択に関する情報の積極的な公表に取り組むこと。

【資料4】審議（3）

教科用図書採択地区における中学校で使用する教科用図書の採択基準

平成32年度中学校において使用する教科用図書（「特別の教科 道徳」を除く）の採択にあたっては、下記の基準によるものとする。

記

- 1 採択の公正確保を期すること。
- 2 教科用図書採択協議会は原則公開とするなど、開かれた採択に努めること。
各採択地区の教科書展示会において見本本についてのコメントを求めるなど、保護者の声を参考にすること。
- 3 「教科用図書採択地区協議会規約例」を参考にし、採択地区内の市町等教育委員会が十分協議すること。
- 4 中学校学習指導要領（平成20年3月28日 文部科学省告示第28号 平成27年3月27日 文部科学省告示第61号・一部改正）の趣旨を踏まえること。
- 5 従前の採択教科用図書の使用結果を適正に評価するとともに、当該採択地区内の中学校教育の実情を十分勘案すること。
- 6 県教育委員会が平成27年度に作成した「平成28年度使用中学校教科書選定に関する参考資料」を活用すること。
- 7 採択事務の遂行に当たっては、教科用図書の内容についての十分な調査研究を行うこと。なお、平成27年度の採択替えにおいて用いた調査資料を利用することも可能であること。
- 8 採択結果及びその理由をはじめとする採択に関する情報の積極的な公表に取り組むこと。

【資料5】審議（4）

三重県教科用図書選定審議会調査員（小学校調査員）の調査実施項目

1 学習指導要領に定める教科の目標を達成するための工夫

- (1) 各教科の特質に応じた見方・考え方を働かせながら、問題を見いだして解決策を考える学習など、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた工夫
- (2) 言語能力の育成を図るための工夫
- (3) 情報活用能力の育成に向け、ＩＣＴを活用した学習活動の充実を図るための工夫
 - ・児童がプログラミングを体験しながら、コンピュータに意図した処理を行わせるために必要な論理的思考を身に付けるための学習活動を実施する工夫
- (4) 学習の見通しを立てたり、学習したこと振り返ったりするための工夫
- (5) 各教科の特質に応じた体験活動を重視し、家庭や地域社会と連携した学習を実施するための工夫
- (6) 児童の興味・関心を生かした自主的、自発的な学習を促すための工夫
- (7) 他の教科等との関連を図った学習活動を充実するための工夫

2 使用上の便宜

- (1) 内容の配列、分量についての特徴
- (2) 判型、分冊等、造本上の特徴
- (3) 目次、索引、注、巻末資料等の工夫
- (4) 特別な配慮を必要とする児童等への配慮

3 その他

各種目において調査を必要とする事項

三重県教科用図書選定審議会調査員（中学校調査員）の調査実施項目

1 取扱内容

教育基本法に定める教育の目的・目標等、学校教育法に定める義務教育の目標等及び学習指導要領に定める教科の目標を達成する上において、より適切かつ効果的であるか。

2 内容の選択及び扱い

- (1) 選択と扱いは、学習指導を進める上でより適切であるか。
- (2) 児童の日常生活・経験及び興味・関心に対する配慮がなされており、自主的・自発的な学習を指導する上でより適切であるか。
- (3) 他の教科等との関連が必要に応じ配慮されているか。
- (4) 発展的な学習内容が主たる内容の学習に資するものであるか。
- (5) 地域の実態等に照らしてより適切であるか。

3 内容の程度

内容の程度は、生徒の心身の発達段階と特性に適応しているか。

4 内容の構成及び配列

- (1) 構成及び配列は、学習指導上、より適切かつ効果的であるか。
- (2) 文章、さし絵、図表、写真、用語などの表記はより適切であり、これらに不統一や無用の重複はないか。

5 創意工夫

- (1) 教科の目標とする能力や態度を育成する上に、適切な创意工夫が認められるか。
- (2) 教科の内容の精選が十分なされており、基礎的・基本的事項の理解や修得の徹底を図る上に、適切な創意工夫が認められるか。
- (3) 選択、扱い、構成、配列、表現などに適切な創意工夫が認められるか。

6 使用上の便宜

- (1) 判型、分冊、印刷、製本が、学習指導上、より適切であるか。
- (2) 文字の大きさ、字間・行間及び書体は、学習指導上、より適切であるか。

7 その他

報告 3

令和元年度第 69 回三重県高等学校総合体育大会の開催について

令和元年度第 69 回三重県高等学校総合体育大会の開催について、別紙のとおり
報告する。

令和元年 5 月 23 日提出

三重県教育委員会事務局
保健体育課長

令和元年度第69回三重県高等学校総合体育大会の開催について

- 1 主 催 三重県教育委員会、三重県高等学校体育連盟
2 主 管 三重県高等学校体育連盟
3 後 援 三重県体育協会関係競技団体
4 開 催 期 日 令和元年5月31日（金）～6月2日（日）
(ただし、施設及び種目日程の都合により一部種目は、大会前後に実施)
※総合開会式は6月1日（土）
5 開 催 場 所 県内各地（別紙1）
6 参 加 資 格 三重県高等学校体育連盟に加盟している三重県内の高等学校の生徒及び別途参加を認めた生徒とする。
7 準 備 委 員 会 県高体連本部役員、空手道専門部役員
8 本 部 県立稻生高等学校内 高体連事務局
9 記録センター 県立稻生高等学校内 高体連事務局
- TEL 059-380-2500
FAX 059-380-2501
E-mail:mk.kiroku00@gmail.com
- 10 総合開会式
- ・期日 令和元年6月1日（土）
10：00～10：30 受付9：15～（予定）
 - ・会場 ヤマモリ体育館（桑名市体育館）
桑名市中央町3丁目38
 - ・参加 教育長、保健体育課、
来賓（県高等学校PTA連合会長、県立学校長会長、近隣高等学校校長、環境生活部私学課、地域連携部競技力向上対策課）、県高体連役員
空手道競技役員、選手（男子13校、女子11校）
約100名が参加
 - ・選手宣誓 県立川越高等学校3年 勝村 奏太（かつむら かなた）
県立川越高等学校3年 加藤 小梅（かとう こうめ）
 - ・前年度総合優勝校 全日制男子 県立四日市工業高等学校
全日制女子 県立四日市商業高等学校
定通制男子 県立北星高等学校
定通制女子 向陽台高等学校古川学園キャンパス
徳風高等学校
- 11 表 彰
- ・総合成績全日制男女別、定通制男女別に総合優勝校に持ち回り優勝旗、
優勝杯、優勝盾を授与し、全日制では6位まで、定通制では3位まで
に県教育委員会及び高体連から賞状と高体連から盾を授与する。
 - ・期 日 令和元年7月10日（水）
 - ・場 所 三重県総合文化センター 多目的ホール

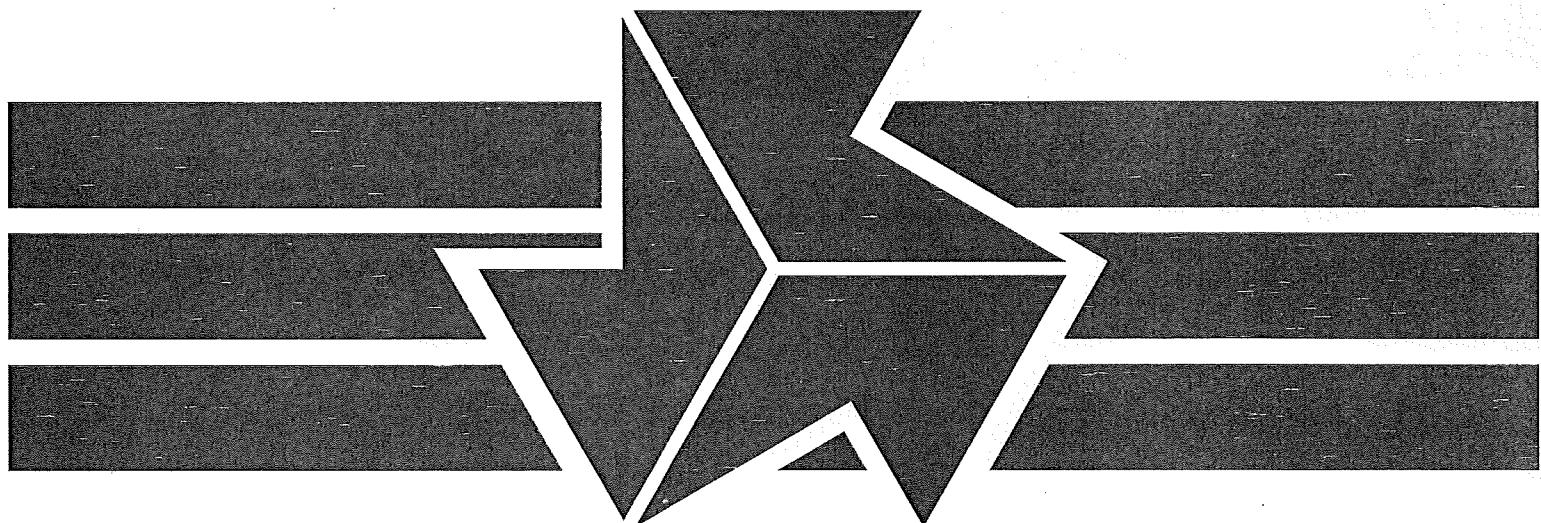
令和元年度第69回三重県高等学校総合体育大会種目別競技日程一覧(全日制)

	種目名	開催期日	会場	備考
1	陸上競技	5月31日(金), 6月1日(土), 2日(日)	三重交通Gスポーツの杜 伊勢 陸上競技場	雨天決行
2	水泳	6月15日(土), 22日(土), 23日(日)	飛込:6/15 水球:6/22 競泳:6/22.23 三重交通Gスポーツの杜 鈴鹿 水泳場	"
3	体操	5月26日(日), 6/1(土)	体操:5/26 サンアリーナ 新体操:6/1 四日市中央緑地体育館	"
4	野球	4月13日(土), 14日(日), 20日(土) 4月21日(日), 27日(土)	津、松阪、伊勢球場	春季大会を充てる
5	軟式野球	5月31日(金)	三重県営松阪野球場	雨天順延
6	テニス	5月31日(金), 6/1(土), 2日(日)	四日市テニスセンター	雨天決行
7	ソフトテニス	5月31日(金), 6/1(土), 2日(日)	三重交通Gスポーツの杜 鈴鹿、伊勢市営庭球場	雨天順延
8	卓球	6月1日(土)・2日(日)	三重交通Gスポーツの杜 伊勢 体育館	雨天決行
9	サッカー	5月12日(日), 19日(日), 25日(土), 26日(日) 6月1日(土), 2日(日)	男子:5/25, 6/1, 2 伊勢フットボールヴィレッジ 三重交通Gスポーツの杜鈴鹿 女子:5/12, 19, 26, 6/1, 2 三重交通Gスポーツの杜鈴鹿 他	"
10	バレーボール	5月31日(金), 6月1日(土), 2日(日)	神戸高校、久居高校、安濃中央総合公園内体育館 三重交通Gスポーツの杜 鈴鹿 他	"
11	バスケットボール	5月31日(金), 6月1日(土), 2日(日)	サオリーナ、津西高校	"
12	ソフトボール	5月25日(土), 1日(土), 2日(日)	男子:亀山市東野公園 女子:熊野市山崎運動公園、亀山市東野公園	雨天順延
13	ハンドボール	5月31日(金), 6月1日(土), 2日(日)	四日市中央緑地体育館、霞ヶ浦体育馆 四日市工業高校、四日市南高校	雨天決行
14	バドミントン	5月31日(金), 6月1日(土), 2日(日)	明和町総合体育館、稻生高校、サンアリーナ(サブ)	"
15	ラグビー	5月12日(日), 18日(土), 26日(日) 5月31日(金), 2日(日)	三重交通Gスポーツの杜 鈴鹿 ラグビー場	"
16	相撲	6月1日(土)	宇治山田商業高校 相撲場	"
17	柔道	6月1日(土), 2日(日)	名張市武道交流館いきいき	"
18	剣道	5月31日(金), 6月1日(土), 2日(日)	亀山市西野公園 体育館	"
19	弓道	6月1日(土), 2日(日)	鈴鹿市武道館	"
20	登山	6月1日(土), 2日(日)	三重郡菰野町:朝明渓谷、駿迦ヶ岳周辺	雨天順延
21	ウェイトリフティング	6月2日(日)	四日市中央工業高校	雨天決行
22	レスリング	5月31日(金), 6月1日(土), 2日(日)	四日市四郷高校	"
23	自転車	4月20日(土), 5月6日(月), 18日(土)	ロード:4/20 いなべ市農業公園 トラック:5/6.18 四日市競輪場	"
24	ヨット	6月1日(土), 2日(日)	伊勢湾海洋スポーツセンター (津ヨットハーバー)	雨天順延
25	ボート	6月1日(土), 2日(日)	奥伊勢湖漕艇場	"
26	フェンシング	6月1日(土), 2日(日)	海星高校	雨天決行
27	ボクシング	5月31日(金), 6月1日(土), 2日(日)	久居農林高校	"
28	空手道	5月31日(金), 6月1日(土), 2日(日)	ヤマモリ体育馆 (桑名市体育馆)	"
29	なぎなた	6月1日(土), 2日(日)	稻生高校 なぎなた道場	"
30	アーチェリー	5月26日(日)	三重交通Gスポーツの杜 鈴鹿 多目的広場	"
31	カヌー	6月1日(土)	伊坂ダム	"
32	スキーキャンプ	'20. 1月12日(日), 13日(月)【予定】	岐阜県ほおのき平スキー場	"
33	ボウリング	5月26日(日)	鈴鹿グランドボウル	"
34	ゴルフ	5月31日(金), 6月3日(月)	白山ヴィレッジゴルフコース	"
35	ライフル	6月1日(土)	県営ライフル射撃場	"
36	馬術	5月26日(日)	高田学苑 馬術競技場	"

令和元年度第69回三重県高等学校総合体育大会種目別競技日程一覧(定通制)

	種目名	開催期日	会場	備考
1	陸上競技	6月16日(日)	三重交通Gスポーツの杜 伊勢 陸上競技場	雨天決行
2	軟式野球	5月11日(土)	亀山市西野公園野球場	雨天順延
3	ソフトテニス	5月19日(日)	みえ夢学園高校	雨天順延
4	卓球	6月2日(日)	三重交通Gスポーツの杜 伊勢 体育館	雨天決行
5	サッカー	6月9日(日)	未定	"
6	バレーボール	6月9日(日)	大橋学園高校	"
7	バスケットボール	6月9日(日)	みえ夢学園高校	"
8	バドミントン	6月1日(土)	北星高校	"
9	柔道	6月2日(日)	名張市武道交流館いきいき	"

第69回 三重県高等学校総合体育大会



主 催 三重県教育委員会
三重県高等学校体育連盟
後 援 三重県体育協会関係競技団体
主 管 三重県高等学校体育連盟

